

# JRRC著作権講座（中級）

大阪工業大学大学院客員教授  
公益社団法人日本複製権センターシニア著作権アドバイザー  
川瀬 真

# 1 知的財産権の体系

著作権

特許権（発明の保護）

実用新案権（考案の保護）

意匠権（工業デザインの保護）

商標権（マーク等の営業標識の保護）

回路配置利用権（半導体のマスクワークの保護）

育成者権（植物新種の保護 種苗法）

営業秘密、類似商品の販売規制等（不正競争防止法）

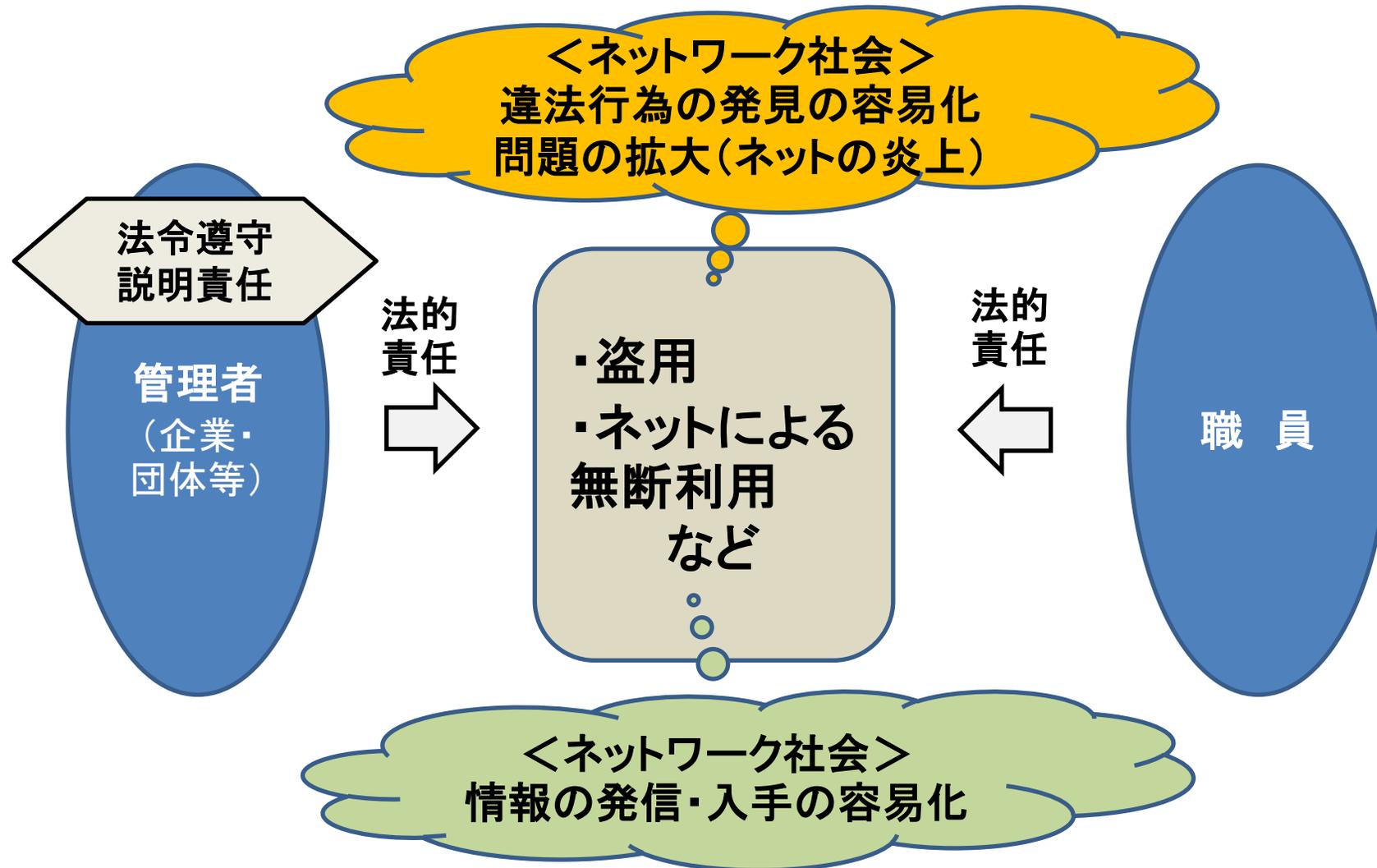
産業財産権

## 2 保護のあり方の違い（著作権と特許権）

	著作権	特許権
保護の対象	著作物(表現物)	発明(アイデア)
保護の要件	創造性	新規性、進歩性、産業上利用可能性
権利の享有	創作(事実行為) (無方式主義)	登録(行政処分) (方式主義)
権利の性質	相対的独占権 財産権、人格権	絶対的独占権 財産権
保護期間	原則死後70年まで	原則出願から20年まで

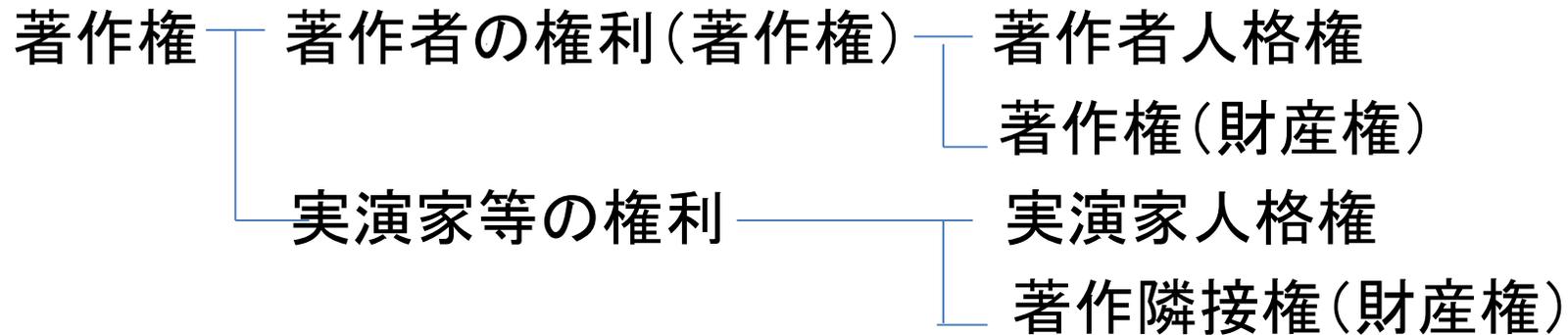
著作権は「文化の振興」を、特許権は「産業の振興」を目的としているといわれるが、著作権は、コンテンツ産業(音楽産業、映画産業、放送事業、ネット配信事業等)の基盤法でもあり、著作権は、産業財産権としての側面もある。

### 3 企業等における著作権知識の必要性



# 4 制度の概要(体系、保護の客体)

## □ 著作権法の体系



## □ 創作者の保護と伝達者の保護(保護の客体)

著作者

実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者

今回の講習は著作者の権利を中心に行います

# 5 制度の概要(著作物)

## □ 著作物の定義 (2条1項1号)

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

特許権は高度な  
創造性が必要

### 表現の保護

思想又は感情 人間の気持程度

創造性 創意工夫程度

文芸等の範囲に属する 文化的所産

子供の描いた  
絵も著作物

アイデアは保護しない  
論文と学説

特許権はアイ  
ディアの保護

包括的概念

たまたま一緒の表現になるのは問題なし(俳句等)。なお、著作権は相対的な独占権なので、著作権侵害になるためには、他人の著作物にアクセスし、その表現を模倣した事実の立証が必要。

# □ 著作物の例示(10条1項)

## ▲ 言語の著作物

★ 具体例 小説、脚本、論文、講演

## ▲ 音楽の著作物

## ▲ 舞踊・無言劇の著作物

★ 振付が保護

## ▲ 美術の著作物

★ 具体例 絵画、彫刻、版画

## ▲ 建築の著作物

## ▲ 地図・図形の著作物

★ 具体例 図表、図面、模型

## ▲ 写真の著作物

## ▲ 映画の著作物

## ▲ プログラムの著作物

## □ 特殊な著作物

### ▲ 編集著作物(12条)

★ 素材の選択又は配列により創作性を有する編集物

例 新聞、雑誌

### ▲ データベースの著作物(12条の2) ①

★ 情報の集合物(データベース)であって、情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの

### ▲ 共同著作物(2条1項12号)

★ 共著(各人の寄与分を分離して利用することができない)

\* 執筆分担との違い

### ▲ 二次的著作物(11条) ②

# ①データベースの保護



例 音楽情報を網羅的に自動入力・整理



A企業



データの集積物はデータベースの著作物？

素材の選択・体系的構成に創作性は？

## データベースの著作物の場合

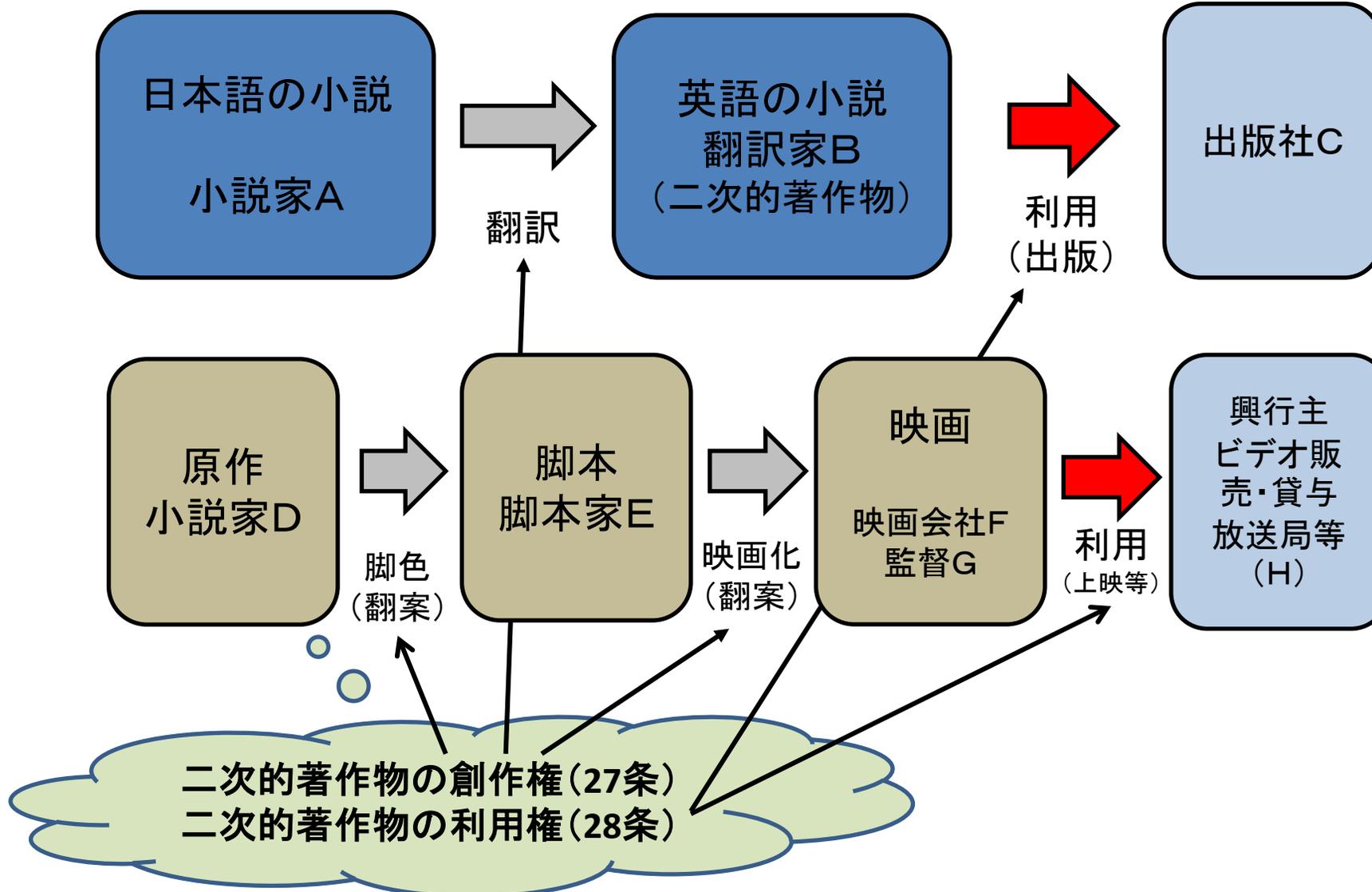
★著作物の全部又は相当部分の複製、公衆送信等に権利が働く。

## データベースの著作物及び集積物の共通

★契約法、不法行為法、不正アクセス禁止法、営業秘密の保護(不競法)、電磁的記録不正作出罪(刑法)、電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法)等

## ②二次的著作物

既存の著作物に創作性を加えてできた別の著作物



# ▲二次的著作物の創作権(27条)

★翻訳する

★編曲する

★変形する

写真——>絵画      漫画——>ぬいぐるみ

★脚本化、映画化、要約その他翻案する

## □二次的著作物の創作権(27条)の意義

▲「言語の著作物の翻案(著作権法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる別の著作物を創作する行為」

(「江差追分事件」最高裁判決<2001(H13). 6.28>)

# 特集1 著作物について(境界領域等)

- 著作物かどうか等により、作品等の利用について大きな影響があります(自由利用か、許諾が必要か等)。
- 著作物かどうか等については、**著作物の定義(2条1項)に由来するもの**(創作性があるか、アイデアか表現か等)と**政策的判断によるもの**(権利の否定(13条)、応用美術と純粹美術(2条2項)等)があります。
- また、1つの作品が別々の著作物として二重に保護されることもあります。

## (1) 言語の著作物

### □ 比較的短い文書の著作物性に関する裁判例

▲ 短い文章だから著作物性なしということではありません。短歌や川柳のように短い文章でも著作物性が認められるものもあり、要は思想又は感情の創作的な表現であるかが問題になります。

▲ 著作権法上の「創作性」とは、厳密な意味での独創性までは要求されないが、何らかの個性が表現されていればいいというのが判例の考え方です。

▲ 判例では、著作物性のない表現を「ありふれた表現」という用語を用いることが多いです。

## 例1 新聞の見出し

### ▲否定例（知財高裁判決＜2005(H17).10.6＞）

☆「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」

☆「A・Bさん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験」

## 例2 料理のレシピ

### ▲否定例（東京地裁判決＜2011(H23).4.27＞）

「例 I おにぎり(5')の上に型当て板(1)を当て上からふりかけ, ごま, 桜でんぶ, 青のり等粒状の具(6)をくりぬき部(2)にうめ込んで型当て板(1)をとりのぞけばおにぎり(5')に花や動物等の絵や模様や字がえがき出されて美しいおにぎりとなっている。」

## 例3 交通標語

### ▲肯定例（東京高裁判決＜2001(H13).10.30＞）

「ぼく安心 ママのひざよりチャイルドシート」

## 例4 ラストメッセージin最終号事件(東京地裁判決<2005(H17).12.18>)

### □否定例

「おしらせ いつも『なかよしデラックス』をご愛読いただきましてありがとうございます。『なかデラ』の愛称で15年間にわたって、みなさまのご声援をいただいておりますが、この号をもちまして、ひとまず休刊させていただくこととなりました。今後は増刊『るんるん』をよりいっそう充実した雑誌に育てていきたいと考えております。『なかよし』本誌とともにご愛読くださいますようお願い申し上げます。 なかよし編集部」

### □肯定例

「あたたかいご声援をありがとう 昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出発を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をとというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。長い間のご愛読、ありがとうございました。」

☆否定例は定型文と判断され、肯定例は編集者の個性が表れていると判断された模様

## (2) 美術の著作物

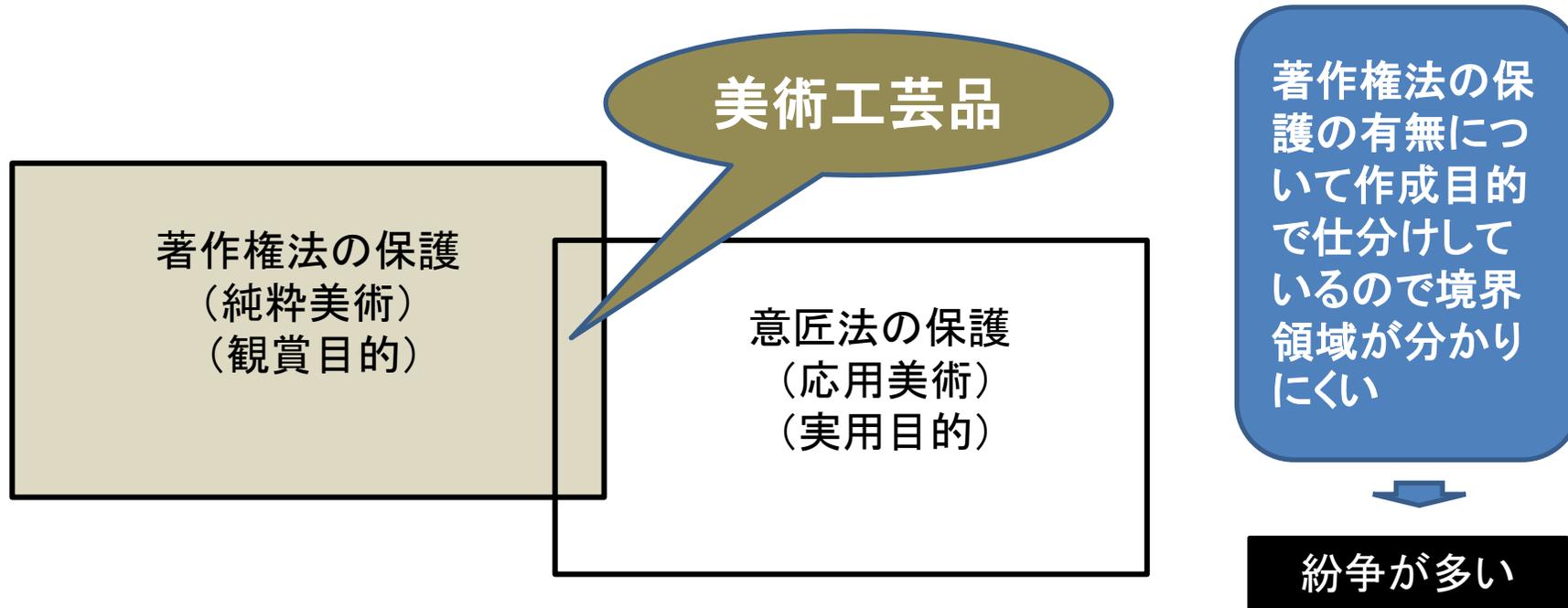
### □ 著作権法と意匠法の保護範囲

▲「意匠」とは、「物品（物品の部分を含む）の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美観を起こさせるものをいう」（2条1項）であり、美的創作物のことをいう。

▲ただし、意匠登録ができる者とは、工業上利用することができる意匠の創作をした者であり、保護対象は、実用目的の意匠に限定。

▲このことから、美術の著作物は**純粹美術（鑑賞目的）**、また意匠は**応用美術（実用目的）**の保護と一応の区別がされている。

▲ 現行著作権法の制定時に境界領域の問題が議論されたが、結局結論はせず、現行法では、「この法律にいう美術の著作物には**美術工芸品**を含むものとする」(2条2項)という規定だけが定められた。



例

肯定 博多人形、仏壇彫刻、Tシャツデザイン、おまけフィギュア、幼児用いす等

否定 和服帯、街路灯、木目化粧板等

判例では、2条2項は例示規定であり美術工芸品以外の応用美術であっても著作権法で保護できるとする考えが定着

# 応用美術に関する判例の動向

## ▲ ゴナ書体事件最高裁判決＜2000(H12).12.7＞

「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」

## ▲ ファッションショー事件知財高裁判決＜2014(H26).8.28＞

「量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるのであれば美術の著作物として保護されると解すべきである。」

「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、(中略)、当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである。」

## ▲ 幼児用椅子事件知財高裁判決＜2015(H27).4.14＞

「表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。」

## □キャラクター

▲漫画「POPEYE」の著作権を有する原告が、ポパイの図柄等を付したネクタイを販売している者に対して訴えた事例（「ポパイネクタイ事件」最高裁判決〈1997(H9).7.17〉）

★「一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということとはできない。ただし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものである。」

キャラクターは、抽象的概念であり表現物ではない

★「したがって、一話完結形式の連載漫画においては、著作権の侵害は各完結した漫画それぞれについて成立し得るものであり、著作権の侵害があるというためには連載漫画中のどの回の漫画についていえるのかを検討しなければならない。」

著作権侵害を主張するためにはどの漫画を利用したか立証する必要あり。ただし厳密に特定することまでは求めていない



1929年発行  
(団体名義)

★結論 「第一回作品において表現されているポパイの絵の特徴を全て具備するというに尽き、それ以外の創作的表現を何ら有しない」として、著作権侵害を否定。

### (3) 地図・図形の著作物

□ 図形（図表・グラフ）について、データ・アイデアは保護されないことを前提にして判例は著作物性を認めることについて消極的

判例 学位論文に掲載された図表・グラフについて著作物性を否定した事例（知財高裁判決＜2005(H17).5.25＞）

「実験結果等のデータをグラフとして表現する場合、折れ線グラフとするか曲線グラフとするか棒グラフとするか、グラフの単位をどのようにとるか、データの一部を省略するか否かなど、同一のデータに基づくグラフであっても一様でない表現が可能であることは確かである。

しかしながら、実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。なぜなら、上記のようなグラフまでを著作物として保護することになれば、事実又はアイデアについては万人の共通財産として著作権法上の自由な利用が許されるべきであるとの趣旨に反する結果となるからである。」

## (4) ゲームソフトの二重保護

- ゲームソフトは、通常**プログラムの著作物**として保護されるが、連続的に再生されるゲームの映像は、**映画の著作物**として保護される場合がある。
- ▲ ゲームはプレイヤーの操作によって出てくる映像が違ふ。しかし、これはゲームの創作者が指定した範囲内で行われるものであり、判例(中古ゲームソフト事件最高裁判決<2002(H14).4.25>等多数)では、これを映画の著作物と認定している。
- ▲ ロールプレイングゲームはおおむね映画の著作物、シミュレーションゲームは、内容により判断が異なる。

肯定例 「ときめきメモリアル事件」最高裁判決(2001(H13).2.13)

否定例 「三國志Ⅲ事件」東京高裁事件(1999(H11).3.18)

## (5) 著作権保護が及ばないもの(10条2項・3項、13条)

□ 著作物でないこと又は著作権の保護が及ばないことは明らかだが誤解のないように念のため確認する規定(確認規定)

▲ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道(10条2項)

★ 死亡記事、お知らせ記事等のように誰が書いてもほとんど同じにしかならないものが該当

★ 一般の記事は著作物であるものがほとんど

▲ プログラム作成に使われるプログラム言語、規約(例えばインターフェース情報(接続のルール))、解法(アルゴリズム)(10条3項)

# □ 著作物であるが、国民が自由に利用できる必要性があるため 権利が否定されているもの(13条)

▲ 憲法その他の法令(条例・規則を含む)

▲ 国、地方公共団体等の告示、訓令、通達等

▲ 裁判所の判決、決定、命令等、行政庁の採決等

▲ 国、地方公共団体等が作成するこれらの翻訳物又は編集物

(例)文化庁が作成する著作権関係法令集の編集著作権は保護されませんが、民間の出版社が作成する知的財産関係法令集の編集著作権は保護されます。

特集1 終わり

# □ 保護を受ける著作物(6条)

▲ **日本国民の著作物**(日本法人、国内に主たる事務所を有する法人を含む)

▲ **日本で第一発行した著作物**(同時発行された著作物を含む)

★ 同時発行とは、外国で最初に発行されたが、発行後30日以内に日本で発行されること

# □条約上保護義務を負う著作物

## ▲2つの保護ルート

(注)加盟国数は2025.2末現在

WIPO著作権条約(1996年)

\* ネット送信権、送信可能化、保護技術の回避規制等 \*118国加盟

基本条約(179国加盟)  
ベルヌ条約(1886年)

\* 無方式主義、内国民待遇、遡及効、最低限の権利、死後50年

WTO協定(166国加盟)  
TRIPS協定(1994年)  
プログラム・データベースの保護、  
貸与権の付与等

ベルヌ条約の規定を遵守

☆このほか万国著作権条約があるが、事実上機能していない。

イラン人(条約未加盟)が英国で発行した著作物は日本で保護

\* 保護要件 国籍(常居所を有している者を含む)、発行地

\* 先進国は全部条約に加盟。近隣諸国は、ロシア、韓国、中国、台湾、フィリピンは加盟

WTO加盟

## 6 制度の概要(著作者)

- 著作物を創作した者(自然人)
- ただし、次の条件を満たせば、法人等が著作者になる(法人著作・職務著作)(15条)

実際の著作は、  
職員であるA

2024年度の業績について

2025. 7. 6

○×株式会社

ポイント  
著作者表示が法人等

## 要件

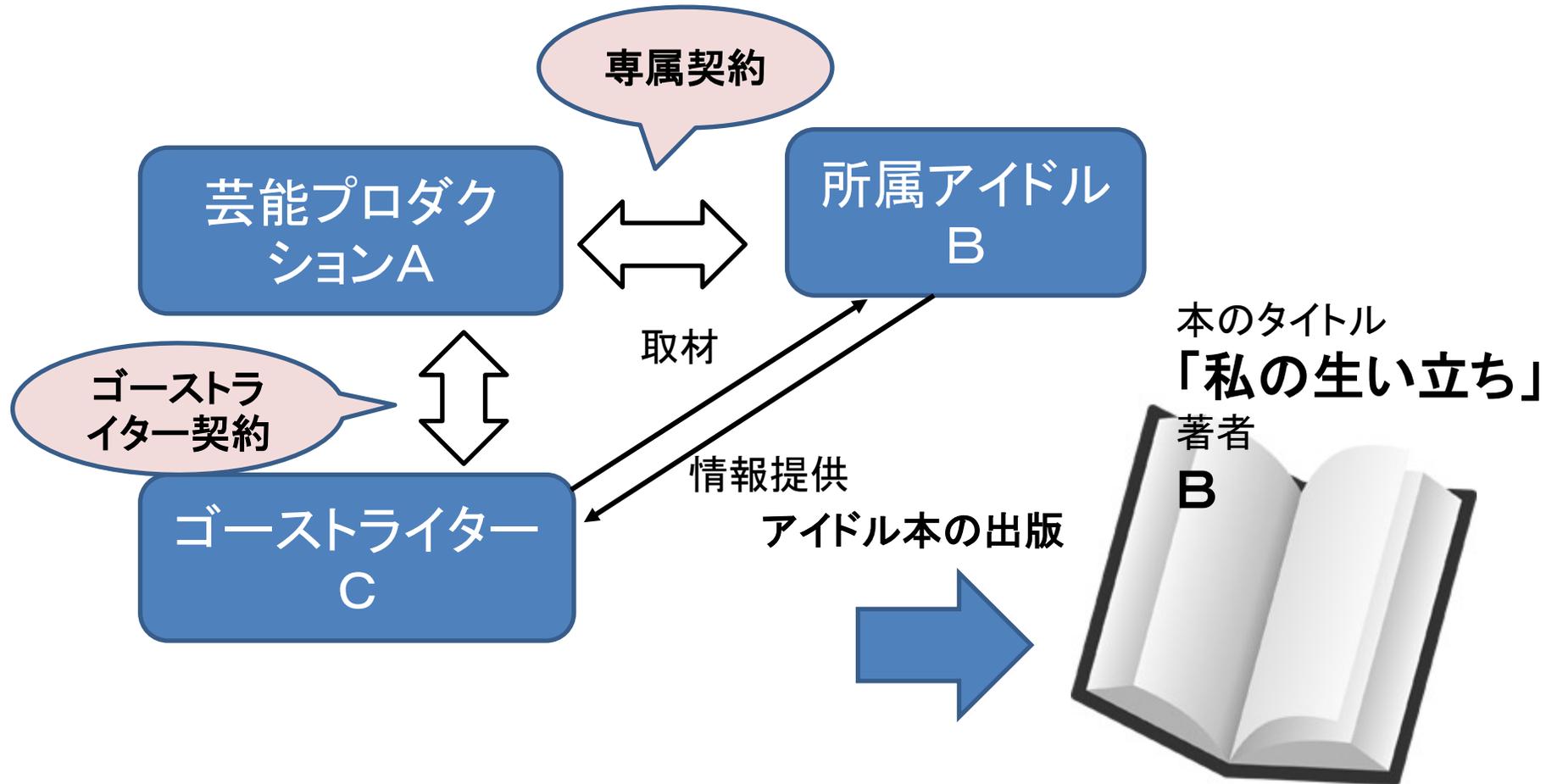
- ①法人等の企画、②法人等の業務に従事する者が創作、③職務上の行為として創作、④法人等の名義で公表（プログラムは不要）、⑤契約等で著作者は職員とする旨の定めがない

①, ③は、指示・承認だけでなく、予定又は予期されている行為も含む（宇宙開発事業団事件（知財高裁H18.12.26））

②は、雇用関係のある正職員だけでなく、雇用主の指揮監督下にある臨時職員、契約職員、派遣職員等も含まれる

④は厳格解釈。会社名、職名があっても個人名が表示されている場合④の要件を認めていない（計装工業会事件（知財高裁H18.10.19）） 例 ○×株式会社営業部長 川瀬真

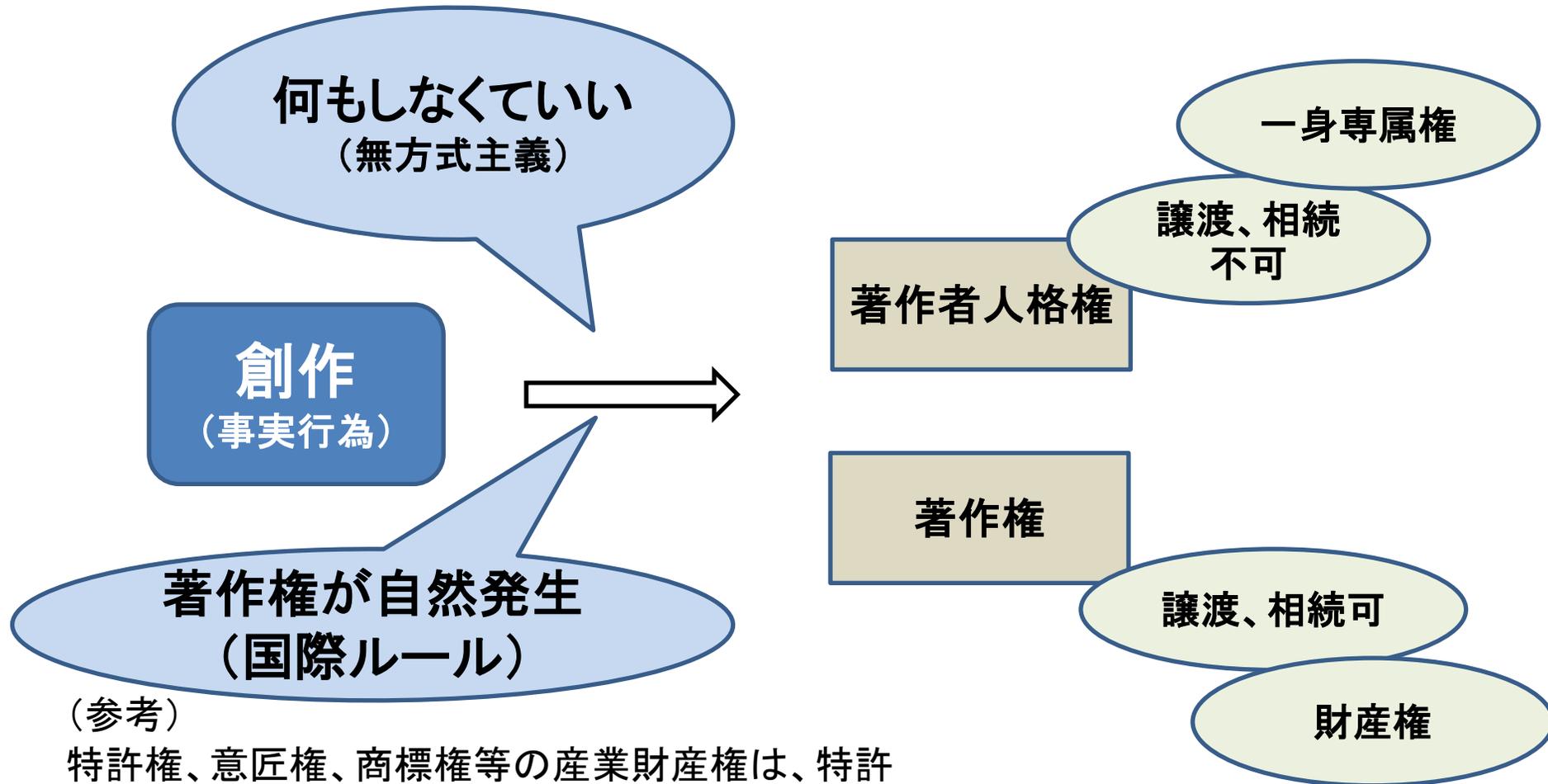
## □ 著作者の推定(14条)



▲本の著作者はCだが、世の中ではBが著作者と取り扱われる。Cが著作者だと主張するには、反証が必要。

\* 佐村河内(さむらごうち)問題(2014年)

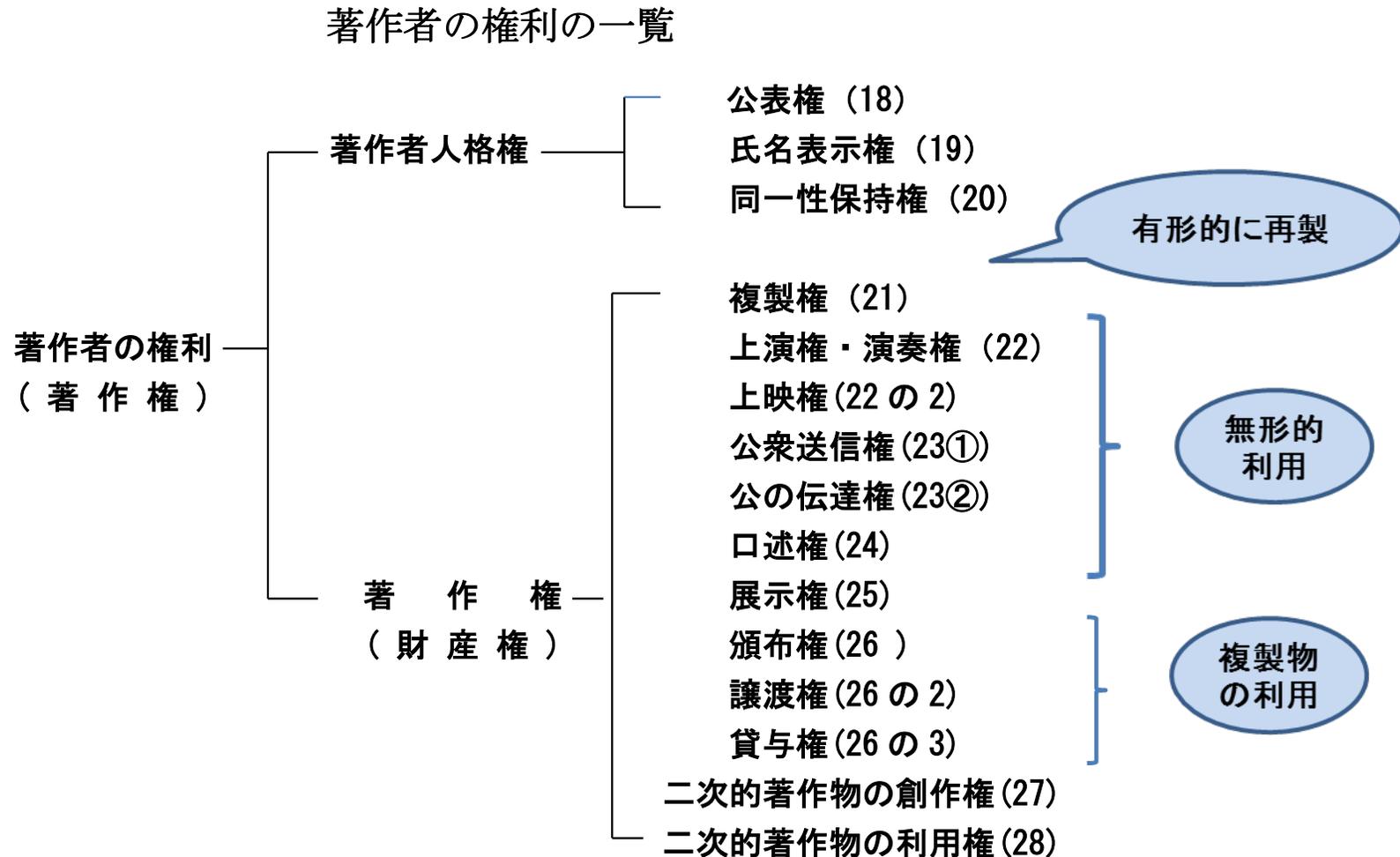
# 7 制度の概要(権利の取得等)



(参考)

特許権、意匠権、商標権等の産業財産権は、特許庁への申請、審査、登録が必要(方式主義)。

## (2) 著作者の権利の体系



## 8 制度の概要(著作者人格権)

### (1) 権利の性質

- 著作者の人格的利益を守る権利
- 一身専属権 譲渡又は相続不可(59条)
- 著作物の利用に則して権利の内容が定めてある
- 共有に係る著作者人格権の行使は原則全員の合意が必要(64条)

## (2) 権利の内容

### □ 公表権(18条)

公表の有無、公表する場合の条件を定めることができる権利

### □ 氏名表示権(19条)

氏名を付すかどうか。氏名を付す場合は、本名(実名)か筆名等(変名)かを定めることのできる権利

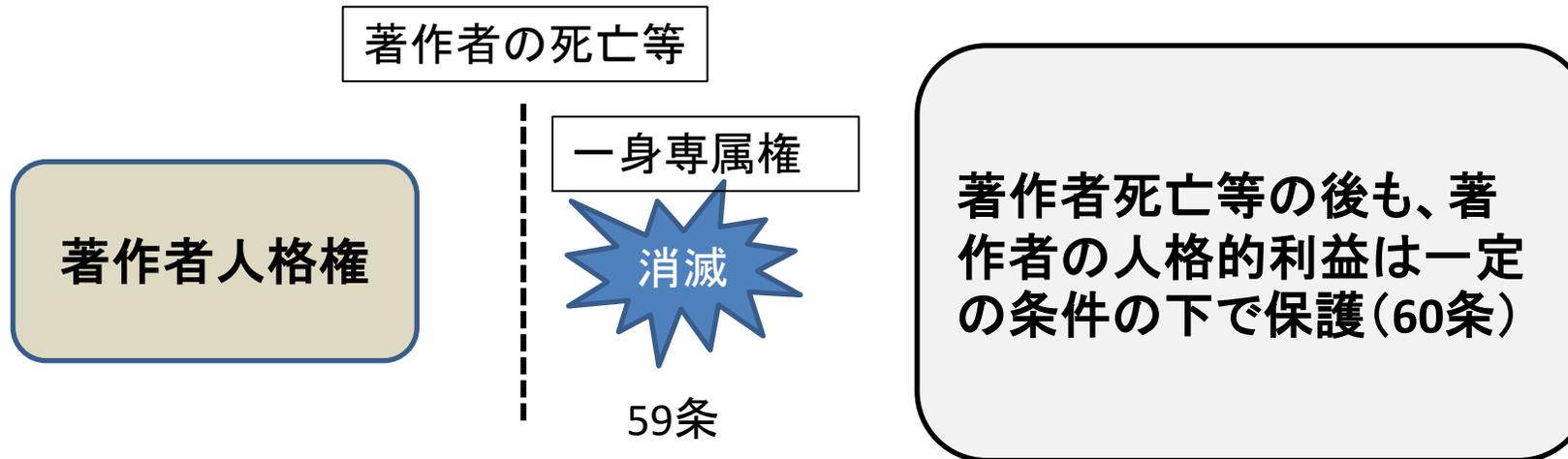
### □ 同一性保持権(20条)

著作物の題名や内容を勝手に改変できない権利

★用字用語の修正、建築物の増改築等、プログラムを電子計算機に適合させるため・バージョンアップのための修正等やむを得ない改変は認められる

★著作者の「意に反する改変」と「名誉又は声望を害する改変」との違い

### (3) 著作者の死亡等の後の保護の方法



#### ▲保護の方法

- \* 差止請求権又は名誉回復等の措置  
配偶者又は二親等の血族に訴権(116条)
- \* 罰則(120条)

# 9 制度の概要(著作権<財産権>)

## (1) 権利の性質

□ 財産権であるので譲渡等又は相続が可 (61条1項)

▲ 完全に著作権を帰属させたければ「著作権(著作権法27条及び28条の権利を含む)を譲渡する」と契約時に定める必要あり(譲渡の特例 61条2項)

□ 著作権は、複数の性質が違う小著作権(支分権)からなる  
(これを「権利の束」という)

□ 支分権は、個別に取引可能

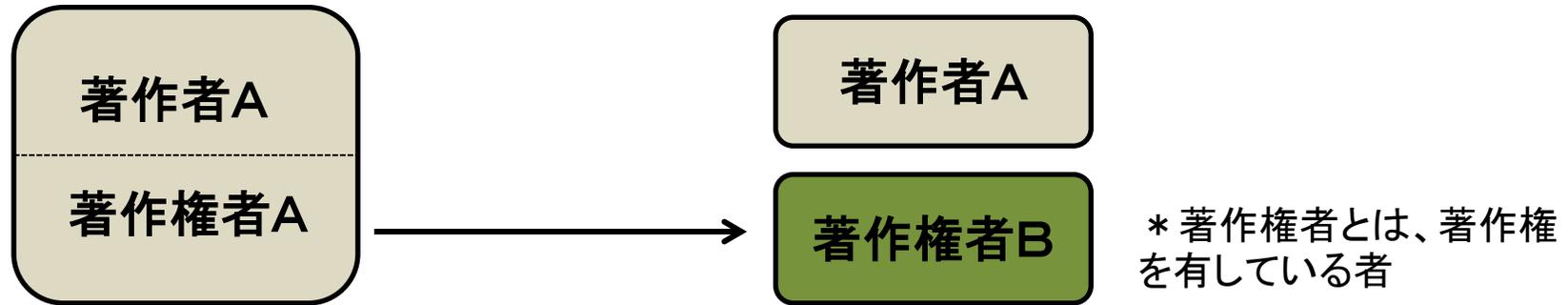
▲ 複製権の譲渡、(更に細分化して)録音・録画権の譲渡も可

□ 共有著作権の行使は原則全員の合意が必要 (65条2項)

## □ 著作者と著作権者は違う場合がある

著作物の創作時

著作権の譲渡、相続



この場合、著作者人格権はA、著作権(財産権)はBとなる。

□ 美術作品の原作品を譲渡しても、原則著作権を譲渡したことはない(所有権と著作権)

## □ 支分権を理解するために4つのグループに分けて理解

- 1 複製権【21条】 最も基本的な権利
- 2 上演権・演奏権【22条】から展示権【25条】までは、複製を伴わない無形的利用権
- 3 頒布権【26条】から貸与権【26条の3】までは、著作物の複製物の流通にかかわる権利
- 4 二次的著作物の創作権【27条】と利用権【28条】

説明済み

# ①複製権

□複製権【21条、2条1項15号】

▲著作物を有形的に再製する権利

▲具体的行為の例

印刷、写真撮影、複写、録音、録画

②  
オルゴール、歌碑、手ぬぐい  
半導体

②  
一時的複製も複製  
例 パソコンでのキャッシュ

## ②無形的利用権

▲公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として行う行為（「公に」の意味）

▲「公衆」とは不特定又は特定多数【2条5項】

【特定少数者への提示】

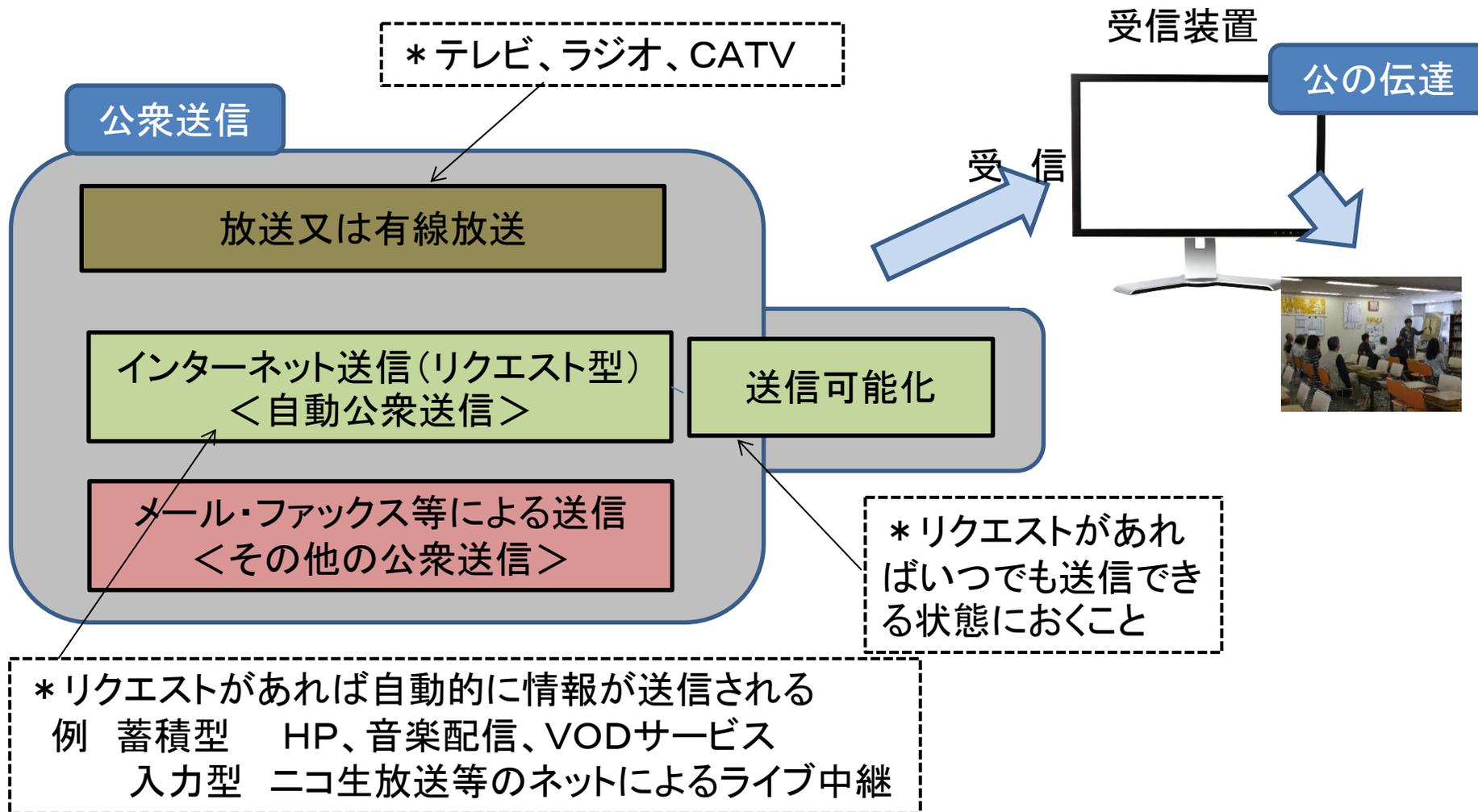
★子供が親の前で演奏する、親が子供に本を読んであげる、家族でDVDを視聴することは「公に」演奏、口述又は上映をしていることにはならない

【不特定者への提示】

★ネット上の掲示板にアクセスした者に著作物を送信する

# ▲ 公衆送信権(23条1項)と伝達権(23条2項)の内容

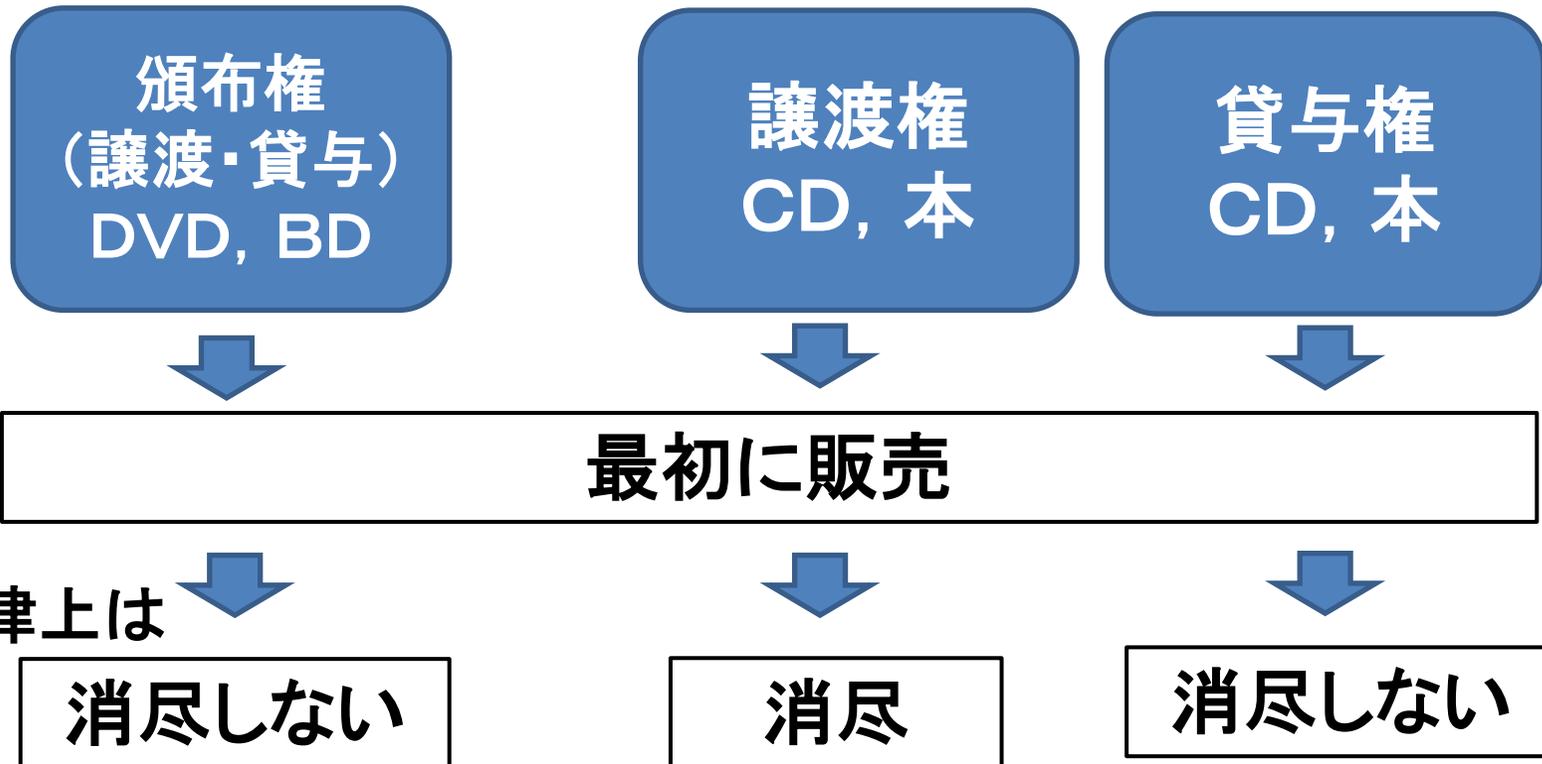
## ★ 公衆とは、不特定又は特定多数



### ③著作物の複製物の流通にかかわる権利

映画の著作物

その他の著作物



## □ 中古販売(譲渡)とレンタル事業(貸与)に係る権利関係

著作権	本	CD	ゲームソフト (映画の著作物)	DVD/BD (映画の著作物)
譲渡	X 古本	X中古CD	○ → ×	○ → ×
貸与	○貸与権	○貸与権	○頒布権	○頒布権

貸本

レンタル  
レコード

禁止

レンタル  
ビデオ

中古ゲームソフト事件(最高裁02. 4. 25判決)により、頒布権は本来映画フィルムの配給権であり、パッケージソフトの場合、頒布権(譲渡部分)は消尽するとの判断があり

# 11 制度の概要(著作権と著作隣接権)

□音楽CDには、種類の違う多数の権利が入っている



# □レコードの利用に係る権利関係一覧

○許諾権  
△報酬請求権

	販売	貸与	放送	ネット配信
著作者の権利 (著作権)	○ 譲渡権	○ 貸与権	○ 公衆送信権	○ 公衆送信権
実演家の権利 (著作隣接権)	○ 譲渡権	○△ 貸与権(発売後1年) 報酬請求権 * 商業用レコード	△ 報酬請求権 * 商業用レコード	○ 送信可能化権
レコード製作者の権利 (著作隣接権)	○ 譲渡権	○△ 貸与権(発売後1年) 報酬請求権 * 商業用レコード	△ 報酬請求権 * 商業用レコード	○ 送信可能化権

適法譲渡で消滅

# 10 制度の概要(保護期間)

(著作物) <51条~58条>

□原則 生存間及び死後70年まで

□例外 無名・変名(周知の変名を除く)・団体  
名義の著作物は、公表後70年まで  
映画の著作物は公表後70年まで

\* 未公表の時は、死後70年の経過が明らかであればその時まで(無・変)、創作後70年まで(団、映)

□計算方法 暦年計算

2015年死亡 + 70年 = 2085年12月31日

□特別措置 旧法との調整、戦時加算、  
消滅著作権の不復活、  
保護期間の相互主義など

## (特例措置の例) 消滅著作権の不復活

▲TPP11協定の発効に伴い、2018.12.30に改正著作権法が施行され、保護期間が50年から70年に改正された(映画の著作物を除く)

▲ただし、12.30の前日に著作権が存続しているものだけが延長される(消滅著作権の不復活)

### ▲具体例(原則)

1967(昭和42)年死亡 1967年+50=2017年12月31日

例 山本周五郎(作家) 吉田茂(政治家)

1968(昭和43)年死亡 1968年+50=2018年12月31日

例 藤田嗣治(画家)

★1967年までに死亡した者は消滅

★1968年に死亡した者は死後70年まで保護

▲映画の著作権は、2003年に公表後50年から70年に保護期間の延長が行われたが、その時点でも同様のことが起こっている

★施行は、2004年1月1日であるので、1953(昭和28)年までに公表しているものは消滅

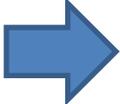
## (参考) 著作隣接権の存続期間

- 実演から70年まで(実演)
- 音を最初に固定した時から発行後70年まで(レコード)
- ▲ 未発行のときは固定後70年まで
- 放送又は有線放送後50年まで
- ★ 計算は暦年計算

## □例外(一旦消滅した権利の不復活の例)

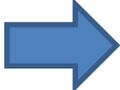
- ▲50年から70年への延長に伴う経過措置は著作物と同じ。
- ▲これをビートルズのレコード製作者の権利を例に検証してみる。

A DOLL'S HOUSE 1968年発行

$1968 + 50 = 2018. 12. 31$             70年へ

サージェント・ペパーズ・ロンリー・ハーツ・クラブ・バンド

1967年発行

$1967 + 50 = 2017. 12. 31$             消滅

# 11 制度の概要(著作物の利用)

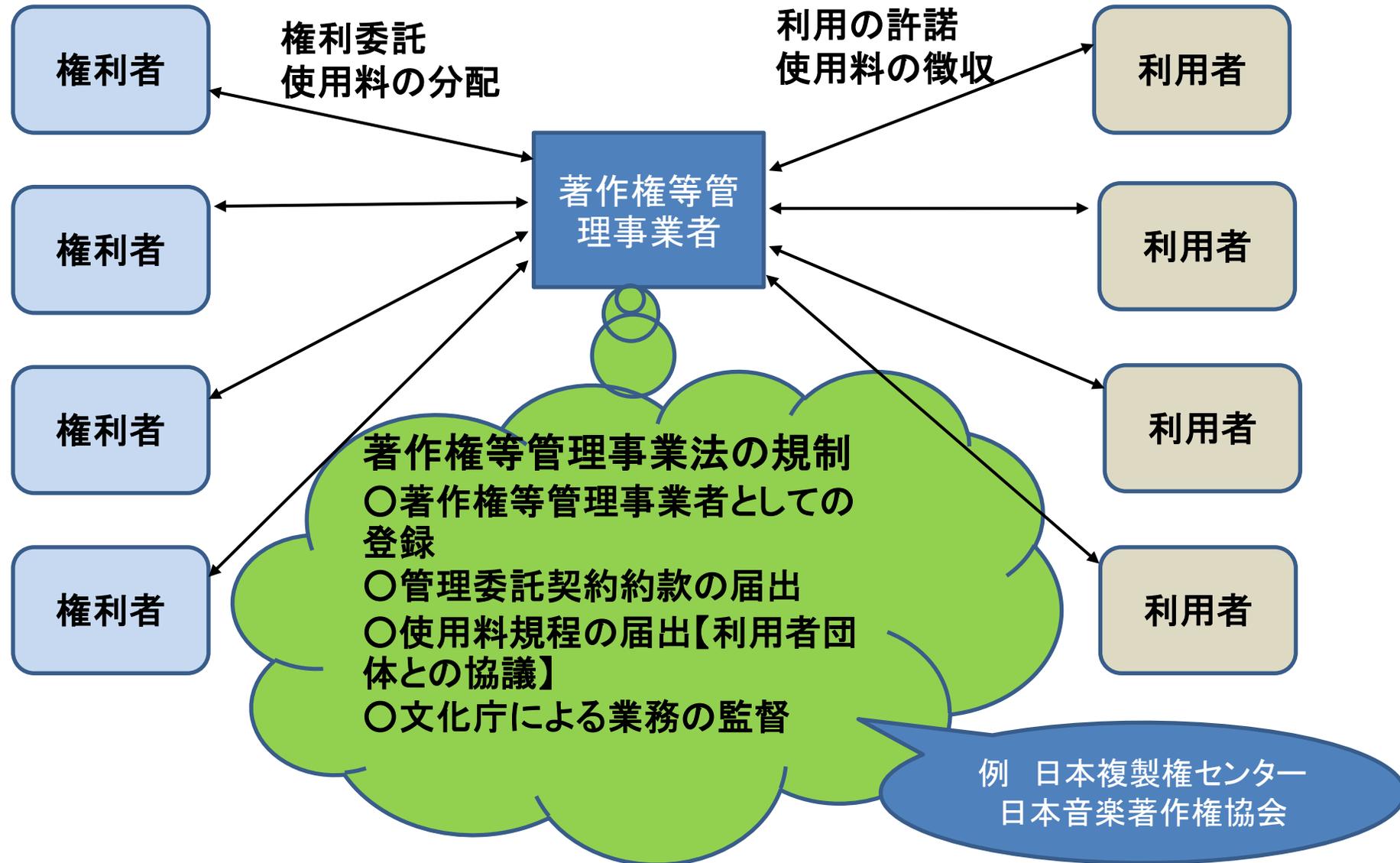
## □利用の許諾(63条)

▲著作権は、「他人の作品を無断で利用できない」権利。だから、利用するときは、原則著作権者の了解(許諾)が必要

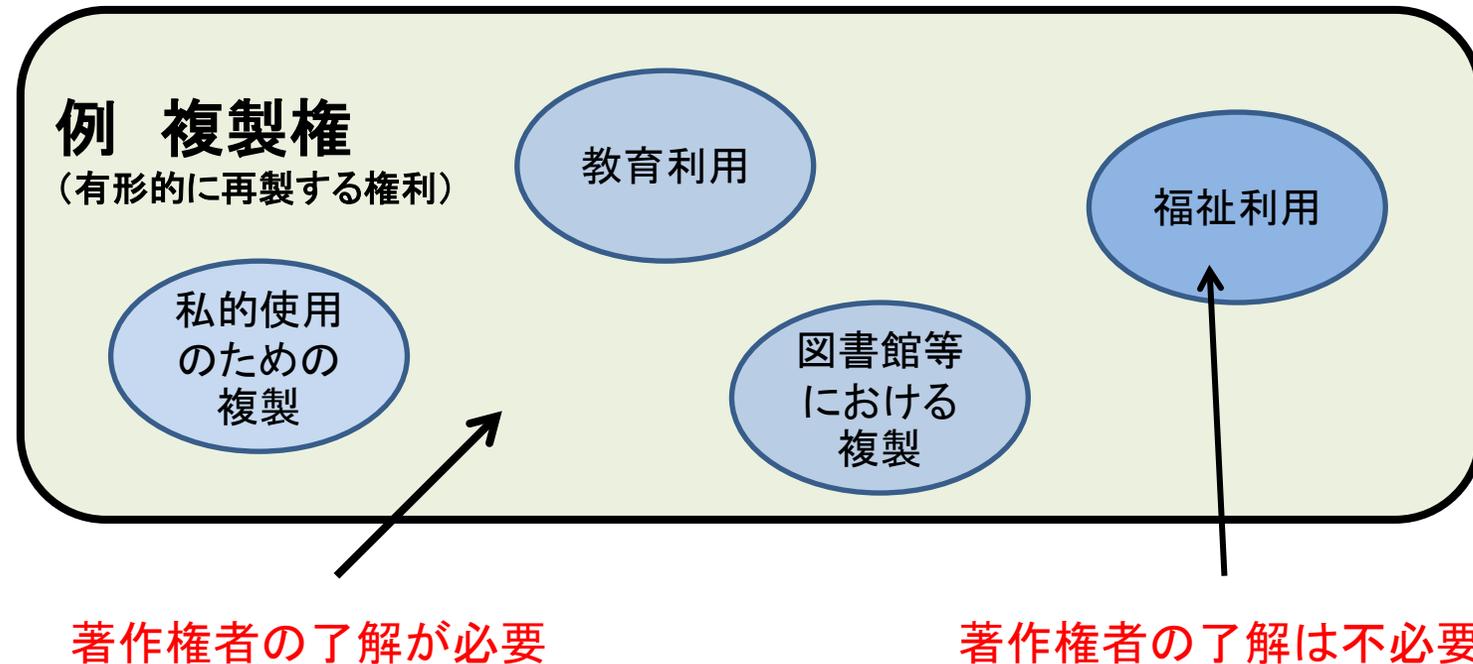
## (著作権の集中管理制度)

▲多数の著作権者から権利の委託を受けて、利用の許諾を与える「著作権等管理事業者」が存在。そこから許諾を受けると便利

# ▲著作権の集中管理制度の仕組み



# 12 制度の概要(著作権の制限)



著作権法では、書籍、雑誌、音楽、ソフトウェアなどを複製する行為は、原則著作権者の了解が必要としたうえで、公益、社会慣行など著作権者の利益を不当に害することがない場合は著作権が働かないこととし、自由利用を認めている(著作権の制限)

# (1) 権利制限の根拠

## □ベルヌ条約における権利制限の根拠

### ▲スリー・ステップ・テスト(ベルヌ条約9条2項)

1 特別な場合

2 著作物の通常の利用を妨げない

権利制限をしたおかげでCDが売れなくなった

3 権利者の正当な利益を不当に害さない

客観的概念ではないので、多分各国ごとに考えが違う

## (2) 権利制限の種類

### 例1 私的領域

#### ▲ 権利者の権利行使ができない領域

なお、近年便利な複製機器が家庭内に普及し、広範囲に複製が行われることにより、権利者の利益を害するのではないかという指摘があり、結果的に30条は縮小の方向にある

# ▲ 私的使用のための複製(30条)

## ☆昭和45(1970)年制定時の制限規定の内容

複製機器の家庭も含めた社会への普及を踏まえ、次の2つの要件を満たす場合は著作権者の権利行使を制限(自由利用ができる)

### 1 私的使用目的

個人的、又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内での使用目的

\* 企業・団体等における内部利用のための複製は対象外

### 2 使用者が複製

著作物の複製物の使用者が自ら複製行為を行うこと

\* 業者に委託して複製させるのは対象外



### 明治32(1899)年制定の旧著作権法

事実上手書き以外の複製は権利制限の対象外

(とはいっても庶民には手書き以外の手段がなかった)



# 30条に関する法改正の変遷

2要件 私的使用目的・複製物の使用者が複製主体

貸レコード業の拡大に伴う、音のコピー業対策

## 家庭内以外の場所

1984(S59)年改正  
公衆の使用に供する自動複製機器を用いて行う複製(1項1号)

コンビニ等の文献複写機器を用いて行う複製(附則5条の2)

盗撮防止法の制定  
(2007(H19)年)

議員立法。映画館内に限定した30条の不適用。罰則の導入

## 家庭内

1992(H4)年改正  
私的録音録画補償金制度(2項)

1999(H11)年・2012(H24)年改正  
技術的保護手段の回避規制(1項2号)

2009(H21)年・2012(H24)年改正・2020(R2)改正  
ダウンロード違法化(1項3号)

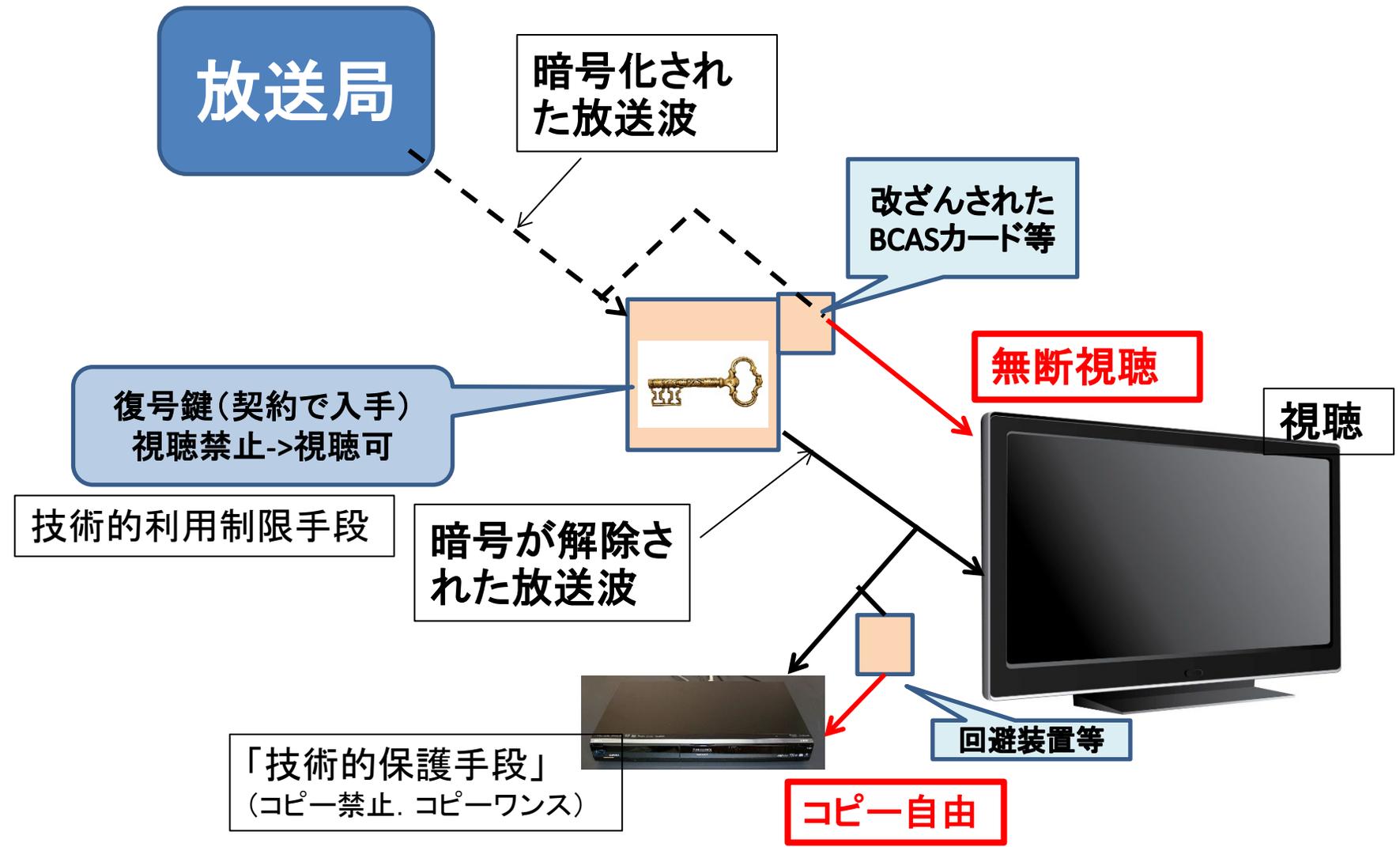
権利制限を維持しながら補償金で調整するという内容(現在制度は機能していない)

・複製制限機能を回避して行う複製を30条から排除  
・回避機器の提供者等に罰則

・技術的利用制限手段の回避による無断視聴制限規制の導入(2018)

違法公衆送信を受信して行うダウンロードに限定した30条の不適用。罰則の導入(2012)

# (事例2) 有料放送(例 WOWOW、スカパー)



## 例2 引用(32条1項)

▲引用(狭義)は、長年の社会慣行を踏まえた包括的な規定であり、次の3要件が必要(1項)

1 公表された著作物であること

2 公正な慣行に合致すること

3 報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲で行われるものであること

★明瞭区別性、主従関係については判例あり(パロディー事件最高裁判決(80.3.28))

★近時総合考慮説に基づく判例あり(絵画鑑定書事件知財高裁判決(00.10.31))

★最近は、最高裁の基準も踏まえたうえで、上記2及び3の要件を考慮して判断している判例が多くなっている

★原則「出所の明示」が必要

例 川瀬真「著作権法入門」(〇〇出版、2015) 〇頁

(参考)パロディー事件最高裁判決(S55.3.28)

★明瞭区別性と主従関係



原告作品

(原告作品)



被告作品

(被告作品)

## 例3 非営利・無料の上演、演奏、上映、口述 (38条1項)

▲ 営利を目的としないこと

▲ 観客から入場料をとらないこと

▲ 出演者に報酬を支払わない

の3つの要件を満たせば、無断で利用できる。

★ 市民オーケストラによる無料の発表会

【ただし、楽譜のコピー配布は違法】

★ 市役所のHPによる他人の著作物の無断掲載は違法

【公衆送信は、非営利・無料でも対象外】

# 13 権利侵害

□ 刑事責任（故意が必要）

▲ 他人の著作権等を侵害した場合（119条1項）

★ 10年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金  
（併科も可） 原則「告訴」が必要（親告罪）

（海賊版業者等悪質な者は非親告罪）

★ 法人が著作権等侵害をした場合は、3億円以下の罰金（法人重課）

★ 窃盗罪、詐欺罪、業務上横領罪等と同等の罪

▲ 他人の著作者人格権を侵害した場合（119条2項1号）

★ 5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金  
（併科も可）

## □ 民事責任

▲ 故意又は過失により著作権等を侵害した者に対し、権利者は損害賠償を請求することができる(民法709条、710条)

\* 不当利得返還請求の方法もあり(民法703条)

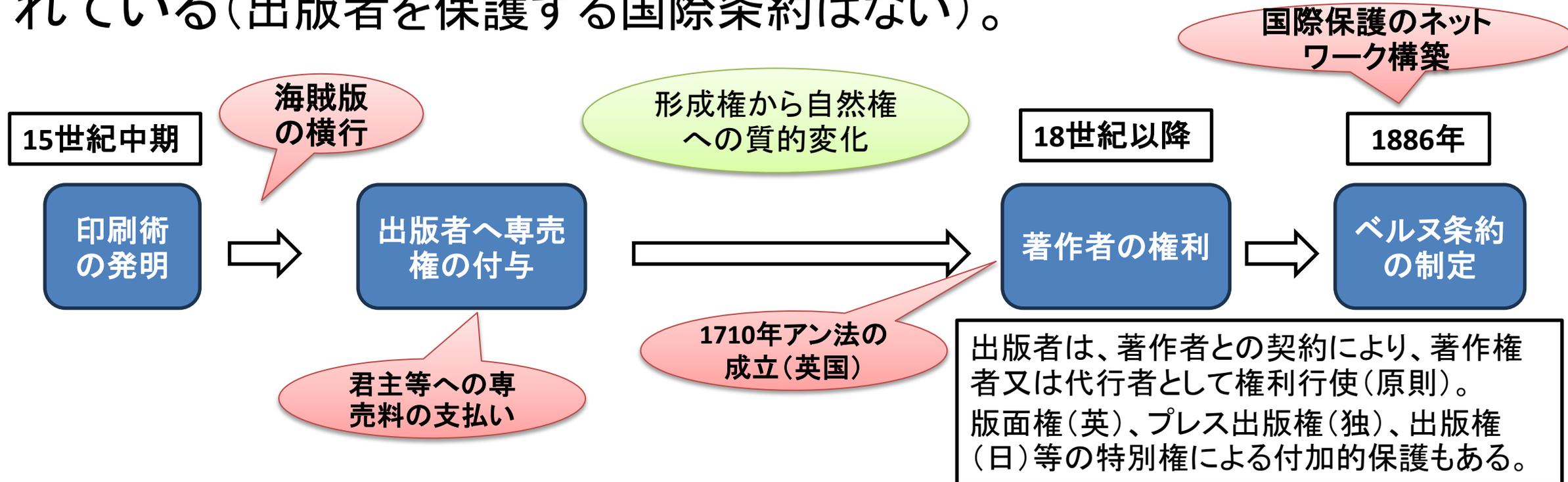
▲ 著作権等の侵害者に対し、「侵害行為の停止」又は「予防措置」を求めることができる(差止請求)(112条)

▲ 人格権侵害に対しては名誉回復等の措置を請求することができる(115条) \* 謝罪広告

## □ みなし侵害(113条)

# 特集2 出版者の権利

□「出版者」は、15世紀の印刷術の発明以来、著作物の伝達者として重要な役割を果たしていたが、その保護に関する歴史的な経緯等から、著作隣接権制度とは別の方法で各国ごとに保護されている(出版者を保護する国際条約はない)。



□ 日本では、制度としては「著作権」の設定制度（79条～89条）がある。制定の経緯については次のとおり。

1869（明治2年）

出版  
条例

出版者保護と  
出版規制

1887（明治20年）

出版規制

出版  
条例

版權  
条例

版權は著作者の権利  
（事実上は出版者保護）

（版權法）

1899（明治32年）

著作  
權法  
（旧法）

著作者の権利

契約無視（二重出版等）、  
一方的破棄等の横行

1984（昭和9年）

著作  
權法  
改正

出版権設定  
制度導入（現  
行法に引き継  
がれる）

## □ 著作権の内容

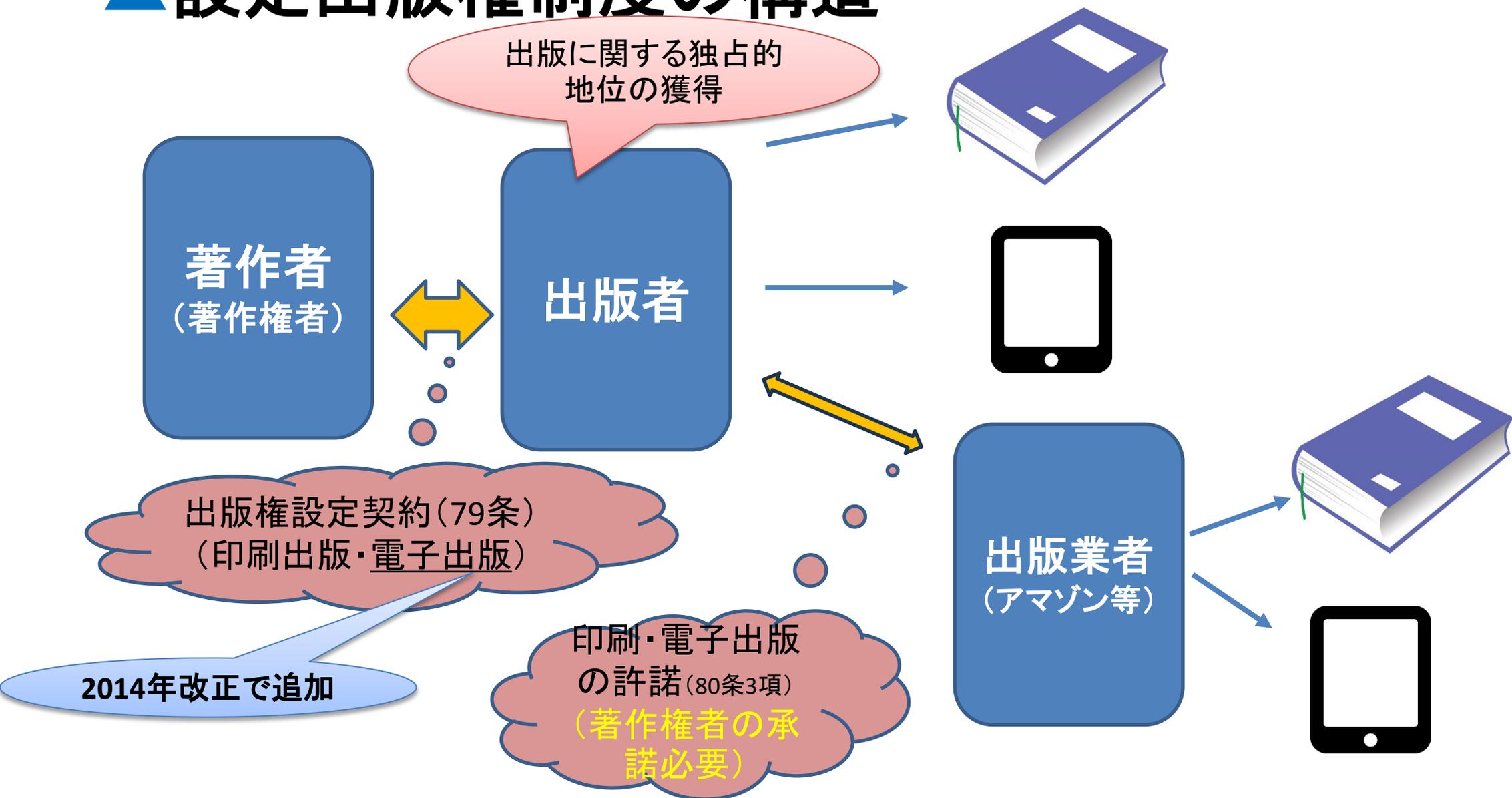
▲ 著作権者（複製権者・公衆送信権者）と出版者が著作権設定契約を結ぶことにより、著作物の出版（印刷出版・電子出版）に関し、排他的・独占的な権利を持つ。

★ 所有権と地上権（用益物権）の関係と類似

★ 設定契約を結ぶと著作権者の権利行使が大きく制限される

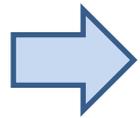
★ 違法出版に対し出版権者は単独で法的措置ができる

# ▲ 設定出版権制度の構造



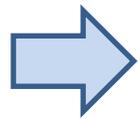
## ▲問題点

★出版権の設定契約をした場合、出版者には継続して電子出版をする法的義務(81条)があるのに対し、電子出版業者には契約上その義務がない(例 アマゾン契約)。



例えば、電子出版業者が配信を中止したとき、出版社は法律上継続配信の義務違反に問われる可能性がある。

★印刷物による出版は再販売価格維持制度の対象だが、電子出版は対象外



電子出版の場合、定価販売ができない。価格設定の主導権は、電子出版業者にある。

## ちょっとした話題

□ 以前、アマゾンがコミックの読み放題サービスを実施した際に、それに抗議した出版者のコミックスの配信を中止した問題がありました。アマゾン契約では、アマゾンには配信するかどうかの自由が確保されており、これは日本向けのサービスだけではなく全世界共通であると聞きました。プラットフォームが独占されると出版者は配信できなくなるので、結局プラットフォームを有している者の意見に従わざるを得ないということになります。

□ 次の時代の課題ですが、現在は前々頁の図にあるように出版者が著作者との間で配信に関する契約をして、その契約に基づき配信業者に配信を依頼するという構造になっています。この場合、著作者には出版の場合を上回る著作権料が入ってきます。しかしながら、著作者が配信業者と直接配信に関する契約を結べば、仮に音楽のダウンロード販売の場合と同様とすれば、配信価格の70%程度が著作者に支払われることになると思われます。現状では著作者と出版者はある種の信頼関係で結ばれていますので、プロの作家で出版者との契約を解除して配信業者と契約を結び直すという事例は聞いていませんが、時代の進展とともに著作者と出版者との関係が変化することも考えられ、一つの課題ではないかと考えています。

★ 現状では、出版社との契約を解除して配信業者と直接契約を結ぶ作家の話は聞きませんが、出版社と契約していない作品について配信業者と直接契約をする作家はおられるようです。

## □ 著作権設定契約以外の方法による出版者の法的地位

### ▲ 著作権譲渡契約

★ 出版者は著作権者であるため、他人に対し利用の許諾ができる。また第三者の著作権侵害等に単独で対処できる。

★ 事例としては、学会誌等の掲載論文（特に理工系）、懸賞論文 委嘱作品等がある。

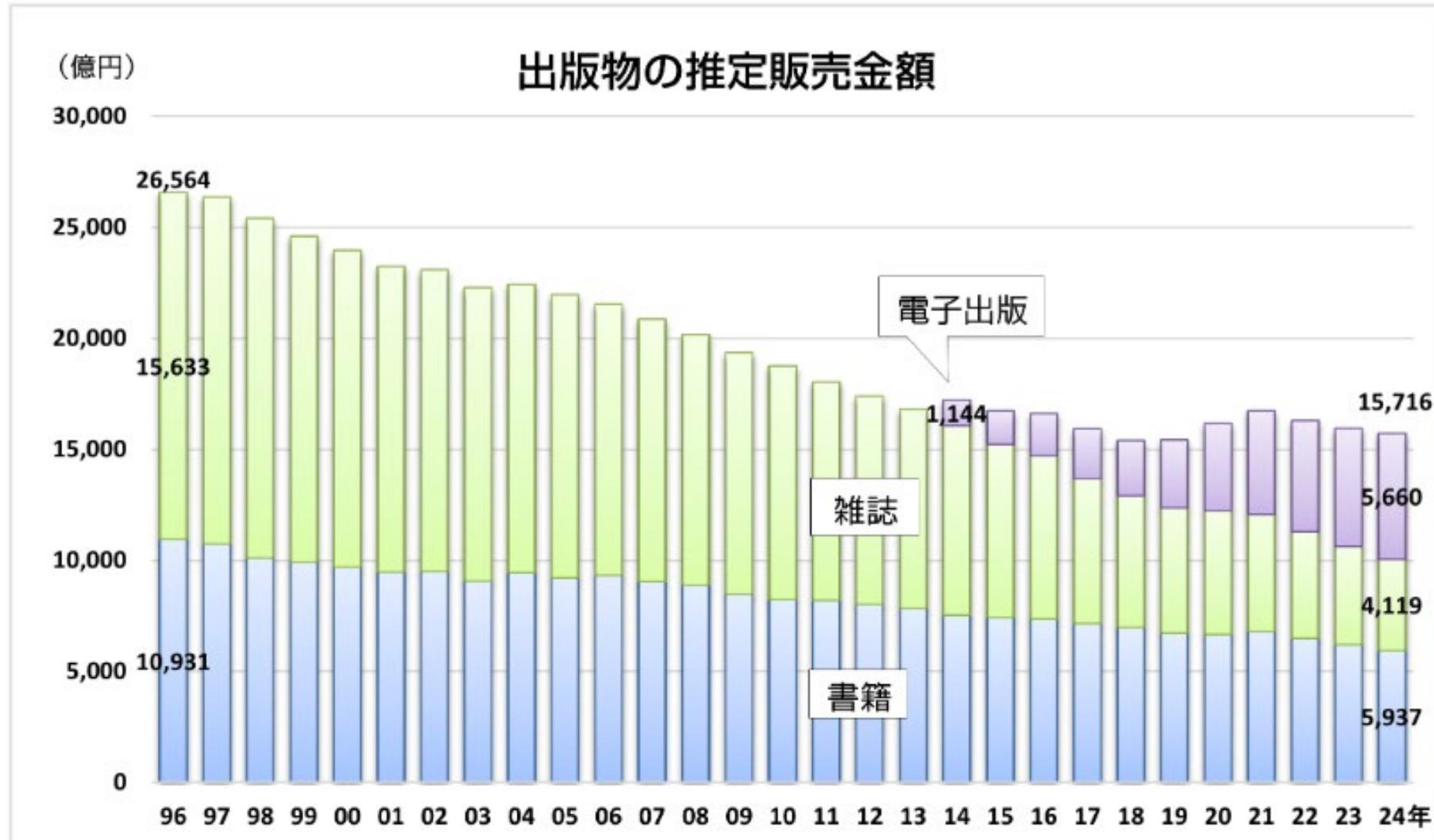
### ▲ 出版契約

★ これには単純契約と独占契約がある。

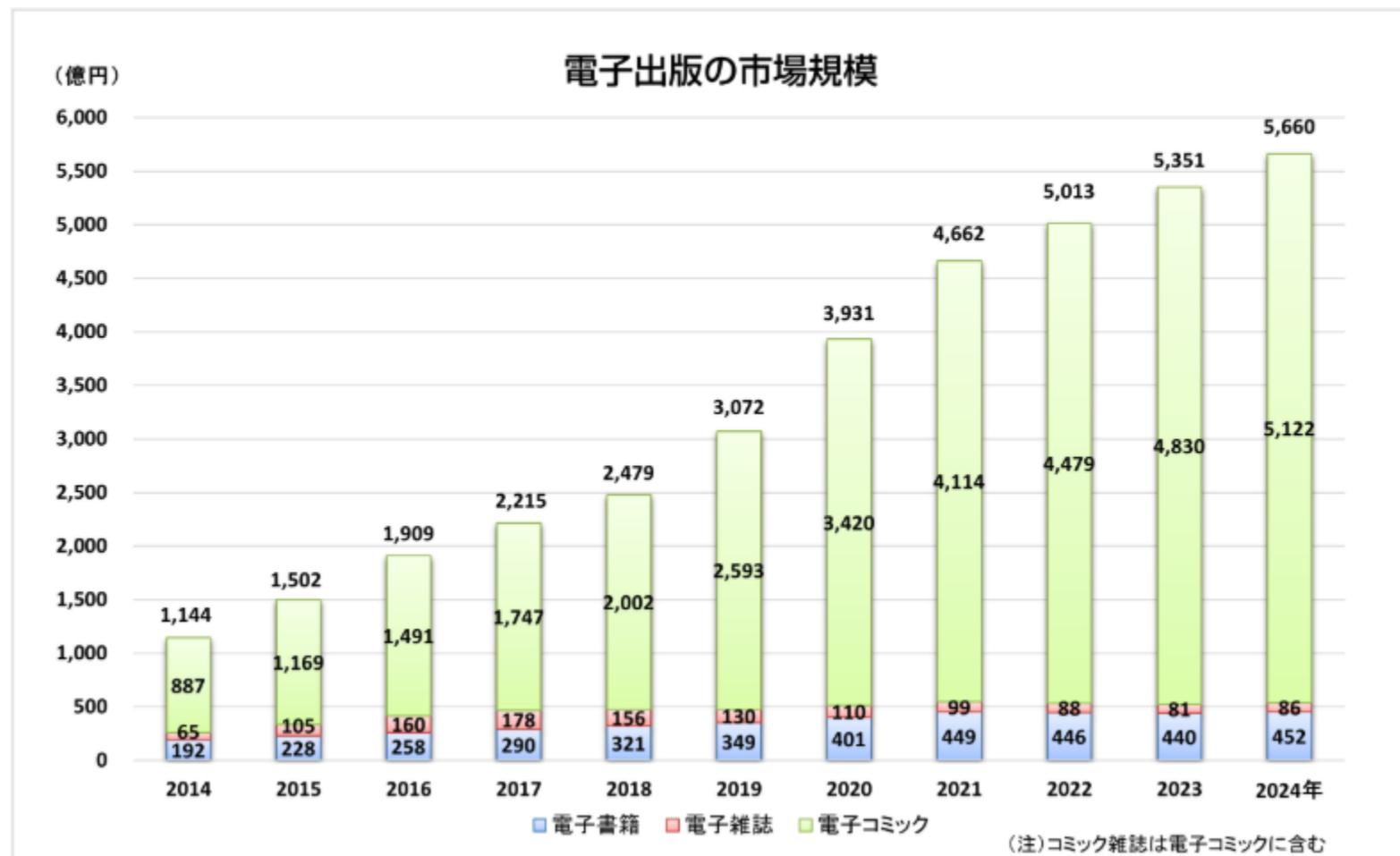
★ 権利行使の委任条項があれば契約の範囲内で著作権者の代理人として利用の許諾ができる。ただし、第三者の著作権侵害等に原則として出版者単独で対処できない。

# 【参考】日本の出版産業の実態

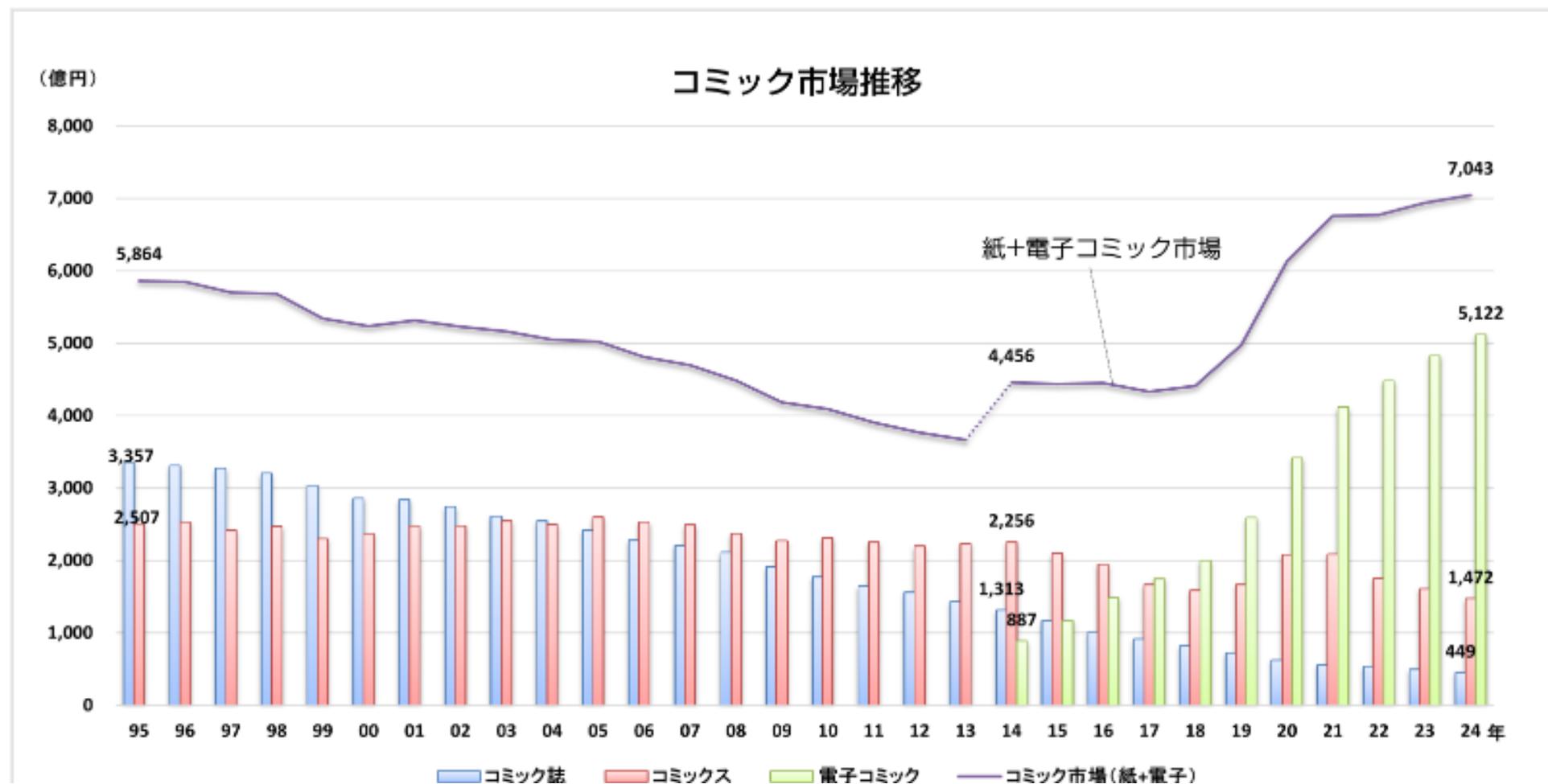
出版科学研究所HPより



## 電子出版販売額



# コミック販売額



**ご清聴ありがとうございました**